

第7期 町田市市民後見人育成研修 募集要項

主催 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
(町田市受託事業)

1 趣旨

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が低下した方の身上保護・金銭管理などを行い、その権利を守るため、地域で身近な関係を生かし成年後見等業務を行うことができる知識・技量・人格を備えた市民後見人を育成するとともに、成年後見制度の利用促進や制度の周知に向けた成年後見サポーターを増やすことを目的として、町田市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が町田市市民後見人育成研修（以下、「育成研修」という。）を実施します。

2 概要

育成研修は、2025年度と2026年度の2年度に渡って実施します。

（1）2025年度 基礎研修

市民後見人の登録を目指す方、成年後見サポーターを目指す方、成年後見制度に関心のある方を対象に、基礎知識を中心に学びます。

（2）2026年度 実務者研修

市民後見人の登録を目指す方を対象に、後見業務の実務を身に着けます。実務者研修の受講対象者は、前年の基礎研修後のレポートの内容や、基礎研修の理解度をはかる確認テスト、集団討論の結果等を踏まえ、総合的に判断したうえで決定されます。座学の実務者研修の他、施設実習や地域福祉権利擁護事業の生活支援員（以下、「生活支援員」という。）活動を通じて対人援助にも携わります。

3 各コースの案内 （基）：基礎研修 （実）：実務者研修

（1）市民後見人コース （基）・（実） コース定員：40名（先着順）

市民後見人登録希望者を対象としたコースです。受講者は、基礎研修の全科目履修と所定の課題の提出を行います。基礎研修修了後は、実務者研修を受講します。課題の提出や市民後見人登録後の業務についてはパソコンの使用が必要となるため、パソコンの基本的操作が困難である場合、受講はできません。

市民後見人登録について年齢制限は設けていませんが、個別にご相談させていただく場合があります。

やむを得ず途中で受講を断念する場合、サポーター登録をすることで、翌期以降の市民後見人コースへの優先参加と、基礎研修の受講料免除が可能です。

※ カリキュラム内容の変更等で免除が出来ない場合もあります。

(2) 成年後見サポーターコース (基) コース定員：10名(先着順)

成年後見制度や市民後見人に関する知識を身に付け、制度の周知等のサポーター活動への参加希望者を対象としたコースです。

登録の要件は基礎研修の下記4科目の履修です。

- ① 市民後見概論
- ② 意思決定支援の基礎
- ③ 成年後見制度の基礎
- ④ 申立ての流れと書類書類

※ 基礎研修の全科目を履修している場合、市民後見人コースへの変更手続きをすることで、市民後見人の登録に向けた、実務者研修の受講が可能です。ただし、市民後見人コース受講者数が定員となっていた場合、変更手続きはできません。

※ サポーター活動の詳細は、基礎研修実施時にご案内します。

(3) 聴講コース (基) コース定員：10名(先着順)

成年後見制度に興味のある方や、親族後見人をお考えの方または、現在受任している方、特定の科目のみ受講希望の方を対象としたコースです。

※ 指定された科目を履修している場合、市民後見人コース及び成年後見サポーターコースへの変更手続きが可能です。ただし、市民後見人コース・成年後見サポーターコースの受講者数が定員となっていた場合、コース変更手続きはできません。

4 受講対象

(1) 育成研修では下記の者を受講の対象とします。

- ア 市民後見人として活動を希望する方
- イ 成年後見サポーターを目指す方
- ウ 成年後見制度について興味関心のある方

(2) 次に該当する方は育成研修の受講の対象外です。

- ア 反社会的勢力等に該当・関与しているもの

(3) 次のアからウに該当する方は、実務者研修の受講対象外です。

- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、精神保健福祉士、社会保険労務士（以下、専門職等）として各指定登録機関への登録を行っている方
- イ 民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
- ウ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者

5 2025年度 基礎研修の内容

(1) 基礎研修：6日間 19科目 25.5単位（1単位 60分）

ア 日程：7月20日（日） 8月 3日（日） 8月17日（日）
8月31日（日） 9月14日（日） 9月28日（日）

イ 時間：午前9時30分から午後4時30分頃（予定）

ウ 会場：町田市社会福祉協議会 講習室

エ 内容：別紙「研修カリキュラム」参照

6 2026年度 実務者研修及び実習の内容

(1) 実務者研修：6日間 12科目 28単位（1単位 60分）

ア 日程： 5月10日（日） 5月24日（日） 6月 7日（日）
6月21日（日） 7月 5日（日） 7月19日（日）

イ 時間：午前9時30分から午後4時（予定）

ウ 会場：未定

エ 内容：「研修カリキュラム」は2025年9月頃に公開予定

(2) 町田市の福祉を知ろう：2日間 2科目 4単位（1単位 60分）

ア 日程： 8月 9日（日）、 8月23日（日）

イ 時間：午前10時00分から12時00分（予定）

ウ 会場：未定

エ 内容：町田市内で活動する団体や当事者から、その支援や生活の様子について直接話を聞いて、町田市内で行われている福祉の理解を深める。

(3) 施設実習：1日間、5単位

ア 期間：2026年8月中旬～下旬、平日の日中に実施

イ 内容：町田市内の高齢者施設又は障がい者施設。

- ※ 社会状況により、実習の実施が困難と見込まれる場合は、代替研修に切り替える場合があります。
- ※ 現在、高齢者施設や障がい者施設に勤務されている方は、免除になる場合もあります。詳しくは、事務局までご相談ください。

(4) 生活支援員活動：1年以上かつ12回以上

ア 活動内容

生活支援員の活動は、祝日を除く月曜日から金曜日の昼間の時間帯に実施します。利用者の予定に基づき設定した支援日（毎月1～2回程度）に、生活支援員が利用者の自宅等を訪問し、金融機関での払い戻しや郵便物の確認等、必要に応じた支援を行います。1回の支援にかかる時間は、2～3時間程度です。

※ 地域福祉権利擁護事業

本事業は、本会で実施しています。この事業の利用対象者は、市内在住の障がい者や高齢者で、判断能力が十分でないために、日常生活を送る上で必要な福祉サービス等を自己の判断で適切に選択・利用することが困難な方です。

利用者は本会与契約を交わしたうえで、「福祉サービスの利用援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」を利用できます。

※ 生活支援員

「生活支援員」とは、地域福祉権利擁護事業の利用契約を結んだ利用者に対し、利用者の希望等を基に職員（専門員）が作成した支援計画に沿って、定期的な訪問等を行いながら、利用者支援をする者のことをいいます。

※ 注意事項

生活支援員は、本会与雇用契約を結び臨時職員の立場になります。よって、現在常勤として就業中の方は、職場に「副業」の可否を確認してください。

「副業」が認められない場合は、実務者研修の受講はできません。なお、雇用契約にあたり、必要に応じて採用面接を実施します。

7 受講料

(1) 基礎研修の受講料

- | | |
|------------|-------------|
| ア 市民後見人コース | 3,600円（税込み） |
|------------|-------------|

- イ 成年後見サポーターコース 2, 500 円 (税込み)
- ウ 聴講コース 2, 500 円 (税込み)
- ※ 受講決定通知と併せて振込用紙をお送りします。後述のテキスト代と一緒に振込みください。受講料は研修実施にともなう損害保険料ならびに資料印刷、郵送等事務諸経費に使用します。
- ※ イ、ウは、受講科目数にかかわらず定額です。市民後見人コースに変更した場合は、差額をお支払いいただきます。
- ※ 振込み後の返金は致しません。

(2) 実務者研修の受講料

- ア 市民後見人コース 2, 500 円 (税込み)
- ※ 実務者研修受講決定後に、受講決定通知と合わせて振込用紙をお送りいたします。受講料は研修実施にともなう損害保険料ならびに資料印刷、郵送等事務諸経費に使用します。

8 研修で使用するテキスト

株式会社民事法研究会が出版している「市民後見人養成講座」を使用します。

(1) 各研修で使用するテキスト

- ア 基礎研修
 - ・第1巻 2, 530 円 (税込み)
 - ・第2巻 2, 970 円 (税込み)
- イ 実務者研修
 - ・第3巻 1, 980 円 (税込み)
- ※ 市民後見人コース受講者は、購入が必須です。第3巻については、実務者研修受講者決定後に、7 (2) アと合わせて振込用紙をお送りします。
- ※ 成年後見サポーターコース、聴講コース受講者の購入は任意です。講義はテキスト、講師レジュメ等を使用したものになります。テキストの使用の程度や範囲は、担当する講師や講義の進行度合いにより異なります。テキストの購入は各自でご判断ください。

9 受講方法

(1) 2025年度基礎研修

ア 参集 研修会場で講師と対面して受講します。定員：20名

イ オンライン 研修会場とご自宅等をオンラインでつないで受講します。

定員：40名

※ 市民後見人コース受講者は(1)(2)に関係なく「基礎研修科目番号19対人援助の基礎」は参集での研修となります。

(2) 2026年度実務者研修

ア 参集 研修会場で講師と対面して受講します。

※ 社会状況により、参集が困難と見込まれる場合は、オンラインに切り替える場合があります。

10 オリエンテーション

(1) 日程

ア 1回目 2025年 4月20日(日) 午前 9時30分から12時

イ 2回目 2025年 4月27日(日) 午後 1時30分から 4時

(2) 会場 町田市民フォーラム4階ボランティア講習室

(3) 定員 各日

ア 会場参加 20名(先着順)

イ オンライン参加 100名

(4) 申込 2025年 4月 7日(月) 午前9時から受付開始

2025年 4月14日(月) 午後5時に受付終了

ア 社協HP: <https://forms.gle/4YGoUZb35gf5Rw1m9>

上記URLから申込みフォームのあるページへアクセスいただくか、右のQRコードを読み込んでください。

オリエンテーション申込



(5) 内容 成年後見制度と成年後見人の役割や、町田市市民後見人育成研修について

1 1 第7期町田市市民後見人育成研修 受講の申込み

受講希望者は、オリエンテーションに参加もしくは、募集要項を通読のうえで、下記いずれかの方法で受講の申込みを行ってください。

(1) 各コース申込期間

ア 市民後見人コース 5月12日(月)から 6月 6日(金)まで

イ 成年後見サポーターコース 5月15日(木)から 6月 6日(金)まで

ウ 聴講コース 5月15日(木)から 6月 6日(金)まで

※ 受付開始は、午前9時からとします。

※ 申込期間中でもコースごと定員に達した場合は申込の受付は終了させていただきます。

(2) 申込

ア 社協HP : <https://forms.gle/7eStjAMNTP2424aA7>

上記URLから申込みフォームのあるページへアクセスいただくか、右のQRコードを読み込んでください。



(3) 申込結果

後日、申込者全員に対して、受講の可否に関する通知、及び案内を郵送します。

1 2 育成研修のながれ（予定）

2025年度

(1) オリエンテーション

↓

第1回 4月20日（日）午前
第2回 4月27日（日）午後
（第1回、第2回、は同一内容です。）

(2) 研修受講申込み

↓

締め切り 6月6日（金）

(3) 受講決定通知

↓

受講決定通知発送 6月中旬発送予定

(4) 基礎研修

↓

研修期間 6日間
7月20日（日） 8月 3日（日）
8月17日（日） 8月31日（日）
9月14日（日） 9月28日（日）

(5) 今後についての意向確認

レポート提出

↓

締め切り 10月17日（金）

(6) 基礎研修確認テスト・集団討論

↓

12月5日（金）

(7) 実務者研修受講決定通知

↓

12月中旬発送予定

(8) 実務者研修説明会

↓

2026年1月24日（土）
実務者研修説明

2026年度

(9) 実務者研修

ア 研修

イ 町田市の福祉を知ろう

↓

研修期間 6日間

5月10日(日) 5月24日(日)

6月 7日(日) 6月21日(日)

7月 5日(日) 7月19日(日)

(10) 生活支援員活動

↓

8月9日(日) 8月23日(日)

(11) 施設実習

↓

1年以上かつ12回以上の支援活動経
(9)と並行して開始されます。

2026年8月中旬～下旬(予定)
・高齢者施設又は、障がい者施設

(12) レポート提出

↓

締め切り 2026年8月中旬予定

(13) 個別面接

↓

2026年10月以降 実施予定

(14) 最終面接

↓

2027年4月以降順次実施予定

(15) 「市民後見人登録名簿」に登録

登録決定通知 2027年5月以降順次